

# (資料2)

# 重層的支援体制整備事業の経緯・概要等

## 経緯（法令改正等）

### 【国の動向】

地域住民が抱える課題が**複雑化・複合化**する中、従来の支援体制では課題がある。  
 （一つの世帯に複数の課題が存在。8050世帯や、介護と育児のダブルケア、世帯全体が孤立等）

属性別の支援では**複合課題等への対応が難しい**

各市町村で属性を問わない**包括的窓口**の創設の動きがあるが、**交付金は分野ごと（各制度毎の経費に按分等、事務が煩雑）**

**社会福祉法を改正し、重層的支援体制整備事業（法令上「できる規定」）を創設**

- ・市町村が実情に応じて支援体制を構築
- ・介護、子ども、障害、生活困窮の分野の相談支援、地域づくりにかかる**既存の補助金を一体化。重層的支援体制の強化に資する新たな機能部分も一括交付**
- ・新しい窓口をつくるのではなく、**既存の枠組みを活かして**つくる。

## 事業概要

既存の相談支援などの取組を活かしつつ、地域の様々な支援ニーズに対応する**包括的相談支援体制**を構築。以下を一体的に実施

機能	既存制度の対象事業等
相談支援	介護・障害・子ども・困窮の相談支援
地域づくりに向けた支援	介護・障害・子ども・困窮の整備等事業
<b>参加支援</b> 社会とのつながりの回復に向け、就労支援や見守り等の支援を提供	<b>新規 戸田市社会福祉協議会へ委託</b>
<b>アウトリーチ等</b> を通じた継続的支援 訪問等で継続的につながりを持つ	<b>新規 戸田市社会福祉協議会へ委託</b>
<b>多機関協働</b> 支援関係者全体を調整	<b>新規 戸田市社会福祉協議会へ一部委託</b>
<b>支援プランの作成</b> 多機関協働する中でプラン作成	<b>新規 戸田市社会福祉協議会へ一部委託</b>

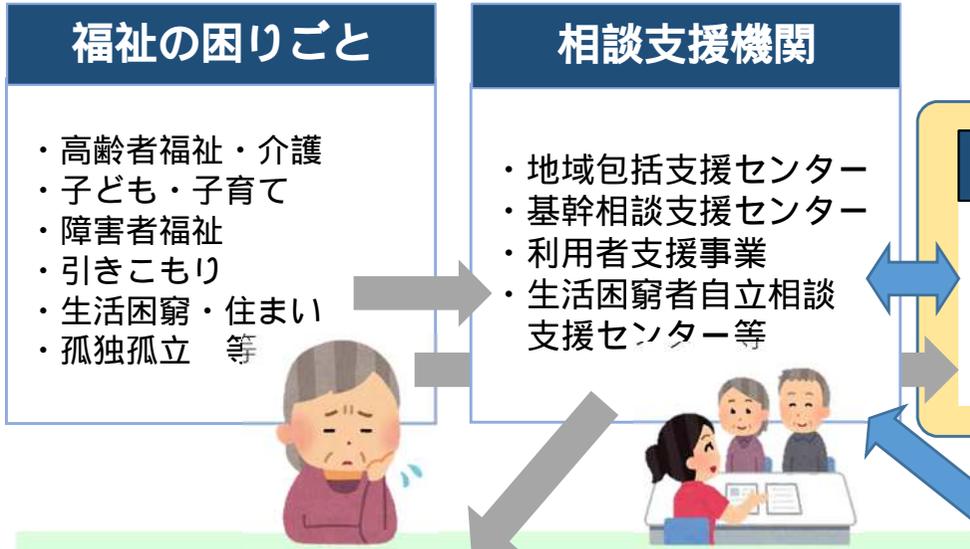
## 実施に向けて

- ・各相談窓口では複合的な課題を抱えている相談は日常的にあり、既に、必要に応じて関係課・関係機関等、**多機関が協働しながら支援**を行っている（機能）。また、既に、**福祉総合相談窓口**も設置している。
- ケース対応の中で、各窓口が連携しながら、**継続的訪問や見守り**、その他社会資源へのつなぎを柔軟に行っている（機能）。
- これらの現状を踏まえ**狭間のニーズ等を中心とした相談体制の在り方**を検討してきた。裏面へ

# 戸田市版 重層的支援体制整備事業 (R7移行準備事業・R8完全移行)

- ・ 様々な課題について、相談者の属性に応じた相談窓口が中心となって、関係機関が連携しながら支援を実施
- ・ 複雑複合化した困難ケースは、重層的支援事業における専任のケースワーカー（委託：社協）が中心となり重層的支援会議（主催：福祉保健センター地域福祉政策担当）を活用して、関係機関が連携して支援を実施

## 従来の一般的なケース



## 既存の属性別の会議体（ケース検討）

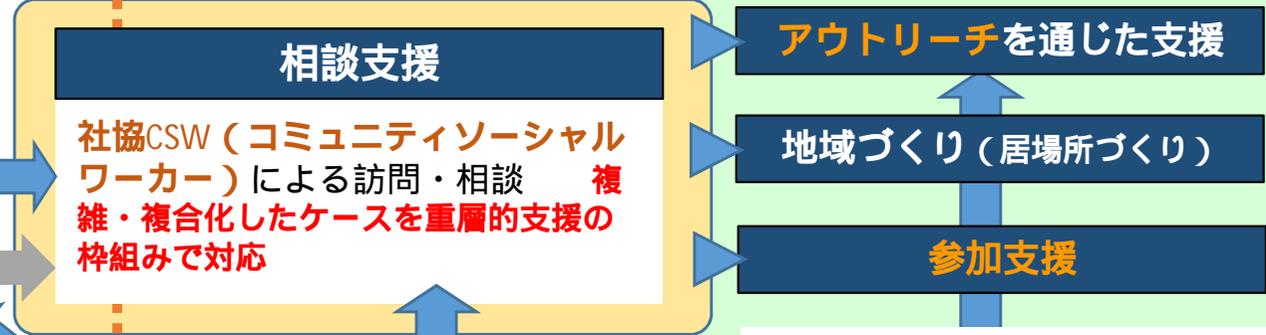
高齢者・子ども・障害者、生活困窮等、従来の属性別の支援窓口が中心となり、法定の会議体（下記）を活用しながら、多機関が連携して支援を実施

- ・ 地域ケア会議（高齢者）
- ・ 生活困窮者支援調整会議
- ・ 要保護児童対策協議会 等

- ・ 個別支援
- ・ 地域づくり支援を実施

## 複雑化・複合化したケース（重層） 属性別支援では対応が難しいケース

【R7.8月より委託開始】戸田市社会福祉協議会



## 多機関協働（一部委託）

複雑化・複合化したケースに関し、関係者や関係機関の役割を整理、支援の方向性を議論（一部委託）  
（地域福祉政策担当と協働）

<地域の居場所等と連携>  
おしゃべりサロン、とまり木サロン、こどもの居場所、高齢者サロン・集いの場等につなぐ  
生活支援コーディネーターと連携

## 重層的支援会議

社協と庁内各課との調整を行いながら必要に応じ開催。  
長期的な視点から支援プランを作成（一部委託）  
【主催：福祉保健センター地域福祉政策担当】と協働

福祉施策審議会 全4回（第2回予定：10月頃）  
R8年度完全移行に向けた重層的支援体制整備事業実施計画の審議